

東京大学総長の任期に関する規則

(平成16年6月18日東大規則第205号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京大学の総長の任期に関する規則を定める。

(任期)

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができ

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、東京大学総長選考会議の審議を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は、平成16年6月18日から施行し、第2条第2項の規定は、この規則の施行後新たに総長となった者から適用する。

2 第2条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間については、総長の任期は4年とする。